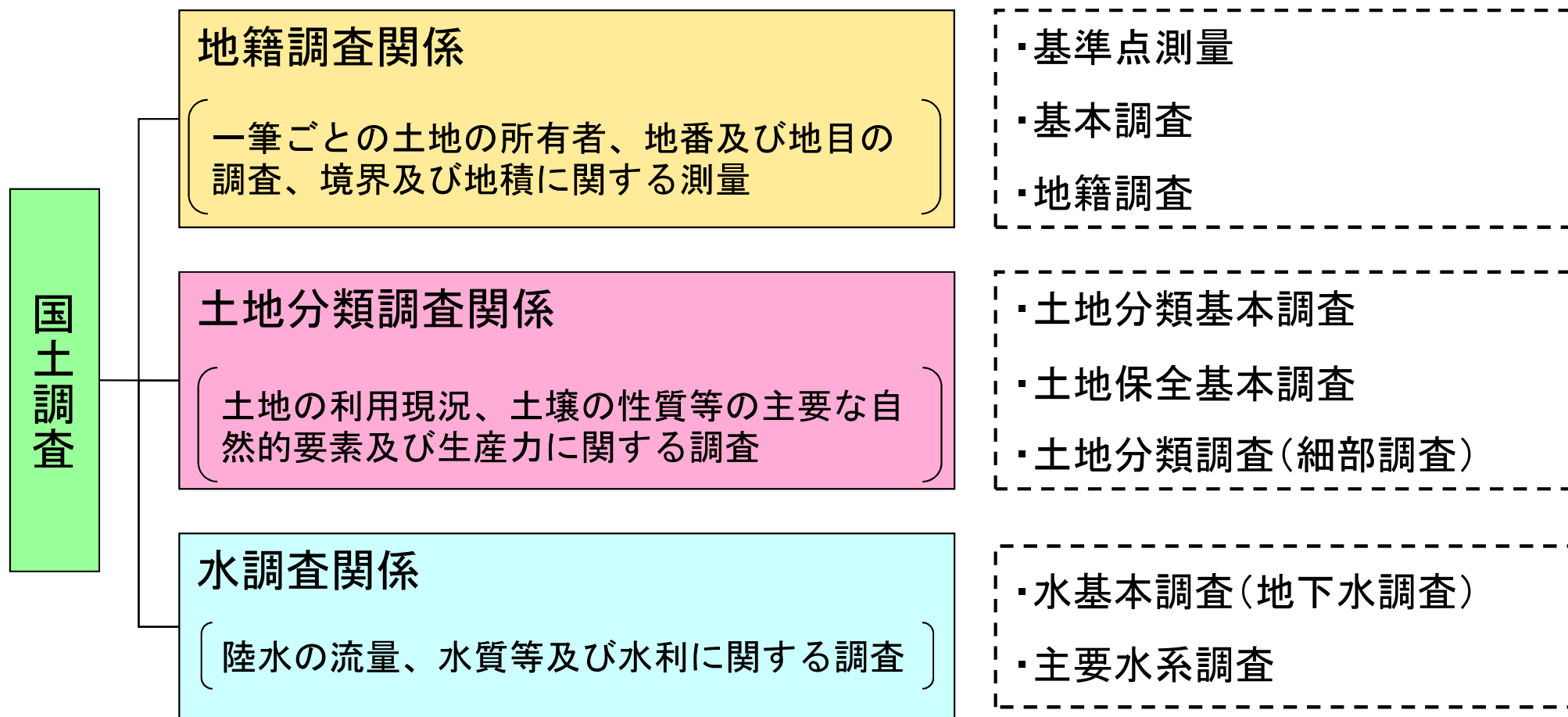


国土調査の概要について

令和5年10月
不動産・建設経済局
土地政策審議官部門

国土調査とは

- 国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するもの
- 国土調査は、その性格上からは、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3つに大きく分けることができる。



1. 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載

2. 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定

- 効率的な調査手法の導入により、第6次計画における実績事業量約1万km²と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定
 （調査の実施にあたっては、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携）

3. 新たな指標（優先実施地域での進捗率）の提示

- 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対しその進捗を分かりやすく説明する観点から、第6次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示

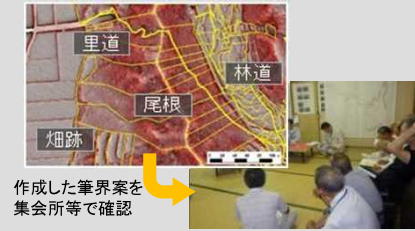
効率的な調査手法の例

【新たな調査手続の活用】

- 所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用
- 新たな現地立会いルールを活用 等

【地域特性に応じた調査手法の導入】

- リモートセンシングデータ（航空写真等）の活用 等



※上記のほか、民間等の測量成果の活用や、未着手・休止市町村の解消を計画に位置付け。

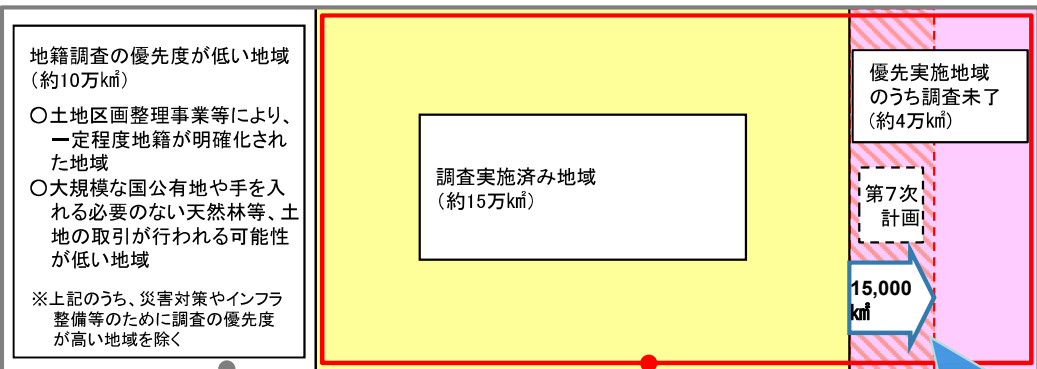
計画事業量

- 十箇年間で **15,000km²**

進捗率目標

- 優先実施地域での進捗率
当初：79% → **10年後：87%**
(約9割)
- 調査対象地域全体での進捗率
当初：52% → **10年後：57%**
(約6割)

優先実施地域等のイメージ図



調査対象地域での進捗率 【□/□】

優先実施地域での進捗率 【□/□】

第6次計画の実績（約1万km²）と比較して1.5倍の進捗を目指す

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～11年度）（土地分類調査部分）

土地本来の自然条件や土地の改変状況、災害履歴等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象（※1）に、20,000平方キロメートルとする。

土地分類調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、解析技術等（※2）の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとともに、地域の現況や災害リスク等を勘案し、緊急に情報整備する必要性が高い地域について優先的に実施する。

本文中のアンダーラインは、第6次計画から変更した箇所

（※1）第6次計画期間に未実施の政令指定都市、中核市、県庁所在都市等を想定

（※2）三次元点群データや高解像度の空中写真・衛星画像等やそれらの解析技術を想定



第7次計画完了時の整備状況

○土地履歴調査の実施面積	18,000km ²	→	38,000km ²
○政令指定都市、中核市、県庁所在都市のカバー率	57%	→	100%
○全国のDIDカバー率	57%	→	78%
○全国の人口カバー率	53%	→	70%

[参考]国土調査法の沿革(S26~)

1. 昭和26年(国土調査法制定)

第二次世界大戦後、荒廃し、大きく縮小した我が国国土には大量の引き揚げ者等が帰還。こういった状況の下で我が国の再建を進めていくためには、国土資源の保全を図り、これを高度利用することが必要。その基礎として、国土の実態を正確に把握するため、昭和26年に国土調査法が制定された。

2. 昭和32年(国土調査法の改正)

当初は、計画を策定することなく、実施主体である市町村等の任意により実施されたため、事業が著しく立ち後れ、補助率の引き上げ等が行われたが、昭和32年までの6年間で0.6%のみの実施に留まった。

このため、昭和32年に国土調査法の一部を改正して、特定計画制度を導入し、これに基づく事業について負担金の対象とすることにより(地方財政法にも規定)調査を促進する計画方式に移行。

3. 昭和37年(国土調査促進特別措置法の制定)

特定計画方式の導入後もなお事業の進捗が十分ではなかったため、昭和37年に国土調査促進特別措置法が議員立法で制定。翌38年、第1次国土調査事業十箇年計画が閣議決定された。

4. 第2次計画～第5次計画

新全国総合開発計画が策定されたことに伴い、昭和45年に国土調査促進特別措置法の一部が改正され、前倒しで第2次十箇年計画が開始。以後、10年後ごとに新たな計画が閣議決定されている。

5. 平成22年

現在の十箇年計画方式となってからはじめて、国土調査促進特別措置法の改正に加え、国土調査法が実質的に改正された。

6. 令和2年

国土調査促進特別措置法の改正に加え、国土調査法に調査を円滑かつ迅速に進めるための措置を盛り込んだ。

(表) 国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正経緯

	国土調査法	国土調査特措法	備考
昭和26年	制定		
昭和27年	*経済安定本部設置法の廃止		
昭和28年	補助率の見直し		
昭和32年	特定計画、負担金制度等の追加		
昭和37年		制定	
昭和38年			第1次計画
昭和45年		新全総に併せて前倒し延長	第2次計画
昭和49年		*経企庁⇒国土庁	
昭和55年		延長のみ	第3次計画
平成元年	*審議会名称変更 (土地基本法附則)	*同左	
平成2年		延長のみ	第4次計画
平成11年	*一部法定受託事務化 (地方分権一括法)		
平成12年		延長のみ	第5次計画
平成22年	民間委託制度の追加等	延長(東ね法改正)	第6次計画
令和2年	調査の円滑化・迅速化方策	延長(東ね法改正)	第7次計画

(注) 灰色ハッチは実質改正、*は他法のハネ改正